

平成21年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成21年8月24日(月) 午前8時40分～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※議会事務局は議事課長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告 (企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

3 連絡事項

(1) 期日前投票について (選挙管理委員会事務局)

1 市長あいさつ

おはようございます。お盆が明け、まだ暑くなっている毎日ですが、お疲れ様です。まちづくり校区集会在8月11日の金子校区で終了いたしました。担当の市民部やまた、環境部関係、他の職員も多く参加されていましたが、お疲れ様でした。その中で出た課題や質問についても各部局において、きちんと整理をして今後の対応をお願いします。また、本日の議題については、市議会定例会提出議案と議会答弁課題の進捗状況報告ということです。来週火曜日の開会予定の9月議会の対応については、先週会派説明を行い、質疑応答があったと思います。各部局、質問が予想される項目については、事前に準備をするなど遺漏のない対応をお願いしたいと思います。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について

市長 では、議事に入る。

まず、市議会定例会提出議案ですが、その前に会派説明の状況の報告を企画部から
願います。

<企画部長>

6項目について、8月19日から21日にかけて各部局からそれぞれの会派に説明をさせていただいたが、その概要を説明する。

まず、1点目の平成21年度の9月補正予算について。家庭ごみのふれあい収集事業、これは高齢者等のごみ出しが困難な所帯の個別収集をするという制度であるが、この制度の周知の方法をどう考えているか、また、安否確認をするということであるが、他の機関との連携、あるいはこういった形で安否確認をしようとしているのか、という質問があった。また、まさき育成園の建替を計画しているが、防災対策はどのように考えているか、という質問があった。

次に、2点目の第五次新居浜市長期総合計画の策定について。議会へ適宜報告してくれるという事であるが、出来上がってから報告するのではなく、検討の途中経過でも適宜報告をして欲しいという話があった。また、市民代表の会議を設置して検討していくということであるけれども、より市民参画を図るような手法を考えて欲しいという意見があった。

3点目の新居浜市安全安心のまちづくり条例について。なぜこの時期に制定するのか、また、この条例に基づく具体的な行動計画は作るのか、さらに、警察が対応してくれない場合、市が何かしてくれるという期待を持つのだが、本当にできるのか、何か注釈をつけないと市民が誤解するのではないか、という意見があった。

4点目のコミュニティ施設整備事業について。自治会館の建設についてその申し込みの状況、また、建設の順番についてどうなっているか、自治会館は木造建築ということになっているが、その他も含めて検討するべきではないか、また、過去に建設した自治会館については、自治会から寄付をしているけれども、そのいただいた寄付については、自治会に還してはどうかという意見もあった。

5点目の公害防止協定の見直しについて。今回、協定を締結しようとする住友関係各社の他に該当する会社はないのかという質問があった。

最後に、6点目の水道料金等徴収及び電子計算処理業務委託の実施について。平成19年度から実施している滞納整理業務の効果はどう評価しているか、今回は包括的な業務委託を行なおうとしているが、一括して受託できる業者はあるのか、また、地元雇用等はどうなるのか、正規職員の減員をする事になってることについての質問があった。

以上が6項目の会派説明の主な概要である。

市長 次に9月の市議会定例会提出議案について、企画部、建設部と順番に説明をお願いする。

<別添資料、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

報告第12号から14号まで、また、認定第2号、議案第67号から第70号までについて説明する。

まず、報告第12号の平成20年度新居浜市継続費精算報告について。公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた終末処理場改築事業（水処理設備Ⅲ－1系）について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をいたすものである。

次に、報告第13号の健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率等4項目の平成20年度決算に基づく健全化判断比率

について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。内容的には、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字を生じていないので、数字はハイホンで数値は表示されていない。また、実質公債費比率については、11.4%、将来負担比率は、39.2%となっている。いずれも財政状況が悪化している事を示す基準、早期健全化基準を大幅に下回る結果となっている。

次に、報告第14号の資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。水道事業会計以下全ての会計において、資金不足は生じていないので、資金不足比率に数値は表示されていない。

次に、認定第2号の決算の認定について。平成20年度新居浜市一般会計歳入歳出決算等の決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。決算の概要については、第4回の庁議で説明を行なっているので内容を省略させていただく。

次に、議案第67号から議案70号までの予算議案について、お手元に配布している平成21年度9月補正予算の概要に沿って説明する。

まず、1の予算規模等について。一般会計についてであるが、補正予算の規模は、14億6,807万1千円の増で、補正後の予算総額は437億9,670万円となっている。国の経済危機対策関連予算に対応したこと等により、近年では平成16年度の災害対応予算に次ぐ規模の補正額であり、前年度同期と比較すると、19億7,760万3千円、4.7%の増となっている。特別会計については、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計の3会計の補正となっている。

2の一般会計補正予算主な事業について。まず、公共事業では、「介護基盤緊急整備事業」。国の経済対策関連補正予算に対応し、介護サービス基盤の充実のため、認知症高齢者グループホーム等の施設整備補助金等を追加するものである。次に「美しい森林づくり基盤整備事業」。これも、国の経済対策関連補正予算に対応し、林業経営の安定化と森林環境保全のための林道の改良等に対する補助金等を追加するものである。公共事業費はこれらの事業で2億9,813万1千円の追加となっている。次に単独事業。「障害者支援施設整備事業」については、国庫補助内示を得て実施されるまさき育成園の建て替えに対する国、県との協調補助金を追加するものである。「コミュニティ施設整備事業」は、地域コミュニティ活動の拠点である自治会館の建設を計画的に推進していくための市単独の建設補助金を拡充するもので、内容については、船木の久保自治会館の建て替えの補助である。「清掃センター施設整備事業」は、清掃センター焼却炉ボイラー耐火物の打ち替え工事費を追加するものである。単独事業はこれらの事業で、1億3,229万6千円の増額となっている。次に、施策費。まず「障害者自立支援特別対策事業費」。これも国の補正予算に対応し、障害者自立支援法の円滑な運用を図るために愛媛県が追加造成した障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、通所サービスの利用促進のための扶助費等を追加するものである。「子育て応援特別手当費」は、国の補正予算に対応し、現在の不況下における子育て世代を支援するため補助金等を追加するものである。「健康増進対策費」は、国の補正予算に対応し、女性特有のがん検診の受診促進を図るため、検診無料化のための委託料等を追加するものである。「消費生活改善対策費」

は、国の補正予算に対応し、消費者行政の活性化を目的に愛媛県が設置した消費者行政活性化基金を活用し、今後3年間で消費生活相談窓口の機能強化などを行うものである。「特例給付金事業費」は、配偶者などからの暴力被害から逃れるために、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取ることができないDV被害者に対し、定額給付金等相当額を給付するものである。「家庭ごみふれあい収集事業費」は、家庭ごみをごみステーションまで出すことが困難な世帯の戸別収集委託料を追加するものである。「企業立地促進対策費」は、新居浜市企業立地促進条例に基づく奨励金対象事業及び交付予定額が確定したことにより補助金を追加するものである。施策費は、これらの事業で、4億7,299万8千円の追加となっている。経常経費については、法人市民税などの過年度分の償還のための「過年度支出金」等で5億6,464万6千円の増を措置しようとするものである。これらを賄う財源は、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債で措置している。

次に、特別会計について。まず、国民健康保険事業特別会計であるが、平成20年度事業の精算に伴う償還金の減額、高額医療・高額介護合算療養制度に対応するためのシステム改修費等について予算措置するものである。次に老人保健事業特別会計であるが、平成20年度事業の精算に伴う償還金について予算措置するものがある。次に介護保険事業特別会計であるが、平成20年度事業の精算に伴う償還金及び基金積立金について予算措置するものである。

<建設部長>

報告第15号及び報告第17号について説明する。

報告第15号「専決処分の報告」について。本件は、平成21年4月8日午後8時頃、市道「中須賀上原支線」、中萩町2番3号地先において、南進中の自動車が、がたついていた側溝蓋に接触し、車両が損傷した事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用、「4万5,234円」と決定したものである。なお、損害賠償額については、全額、全国市有物件災害共済会から、支払われている。

次に、報告第17号「専決処分の報告」について。市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起についてである。本件については、1年以上の長期家賃滞納者33人に対し、平成21年5月29日付けの「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により、平成21年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、期限までに納付しない場合には、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明渡しを求めると及び家賃等の支払いを求める訴訟提起の手続をとることを通知していたものである。この結果、請求に従い、滞納家賃の全額を支払った者8人、分割納付の誓約をし、履行している者21人、退去し、納付誓約をした者1人の合わせて30人を除く3人について、平成21年8月4日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものである。この訴訟の内容としては、入居者3人及び連帯保証人2人に対し、市営住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めたというものである。今回提訴した3人の滞納状況であるが、滞納月数は1年2か月から1年11か月まであり、3人の滞納金額は合計すると家賃119万400円と督促手数料5,800円で、請求金額は119万6,200

円となる。

<経済部長>

報告第16号「専決処分の報告について」。本件は、平成21年3月19日午後2時30分ごろ、主要地方道新居浜別子山線（立川町645番地の3地先路上）において、次の停留所に向け北進中の新居浜市別子山地域バスと対向してきた相手方の軽自動車とが衝突し、双方の車両が損傷した交通事故につきまして、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものである。和解の内容については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用70万円のうち、70%に相当する額49万円を支払い、相手方は、新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用10万2900円のうち、30%に相当する額、3万870円を支払いすることとしたものである。なお、損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

<水道局>

認定第1号について。平成20年度新居浜市水道事業会計決算及び平成20年度新居浜市工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。概要については、第4回庁議において報告したので、説明は省略する。

議案第71号について。平成21年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）については、水道事業の経営改善を行なうため、水道料金等の徴収業務及び料金システムについて、包括的な業務委託を実施するもので、期間を平成21年度から平成27年度、限度額を6億円とする債務負担行為を追加するものである。

<総務部長>

総務部からは、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第63号及び追加提出予定の人事議案について説明する

議案第58号「和解及び損害賠償の額の決定について」。本議案は、市有財産の土地について、平成20年3月に一般競争入札を実施し、落札者に売却したところ、同年8月になって当該土地の一部に所有権があると主張する方から連絡があり、事実確認の調査を実施した結果、当該土地のうちの10坪分について、昭和39年に市から売却しているにもかかわらず、その後、未登記であったとの結論に至りまして、当該部分の権利者の所有権を喪失させた件について、和解し、損害賠償の額を決定しようとするものである。確認後、落札者に対し、当該土地の買い戻し交渉を行ったが、不調に終わったことから、善後策について顧問弁護士に相談を行った結果、昭和39年の売却後、未登記であった部分の権利者に対しては、登記を行わなくてはならなかった本市に債務の不履行があったこととなるため、本市に民法上の損害賠償責任がある、との結論に至った。その後、当該未登記であった部分の権利者はお亡くなりになられているため、その相続を代表する方と交渉を進めた結果、和解の内容については、平成20年3月の売却処分時の落札価格の単価を基に、時価として当該土地10坪分について算出した金額「110万円」を損害賠償の額とし、本市が相手方に支払うことにより和解としたいと考えている。相手方に損害を与えることとなったことは誠に申し訳なく、今後、より慎重かつ確実な事務処理を進めるよう職員に対し強く指導するとともに、事務の

より一層のチェック機能の強化にも取り組んでいきたいと考えている。

議案第59号「財産の取得について」。本議案は、消防ポンプ自動車CD-1型、1台を取得するものである。去る7月31日、6者による指名競争入札の結果、3,040万円で、株式会社四国消防設備保守センターが落札し、消費税及び地方消費税額152万円を含む、3,192万円で、契約を締結しようとするものであり、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回、更新予定の消防ポンプ自動車は、南消防署に配備する予定である。

議案第60号「財産の取得について」。本議案は、新居浜市立慈光園建設事業用地として新居浜市西の土居一丁目乙196番4ほか14筆の宅地、6,148.75平方メートルを2億2,335万9,625円で取得するため、新居浜市土地開発公社と契約を締結しようとするものであり、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第61号「工事請負契約について」。本議案は、「池田雨水幹線築造工事（第1工区）」の工事請負契約である。去る7月31日、5者による一般競争入札の結果、2億1433万9千円で、白石建設工業株式会社が落札し、消費税及び地方消費税額1,071万6,950円を含む、2億2,505万5,950円で、契約を締結しようとするものであり、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、国領川右岸上流部の東田二丁目から、国領一丁目などの船木地区を含む国領排水区分区136.2haの浸水解消を目的に、国道11号の上り車線に内径1,800mmの雨水管を埋設し、国領川へ排水するものである。池田雨水幹線は、平成21年度新規着手する事業であるが、本工事の大部分が推進工法での施工となっており、1区間の推進距離が394.5mと長く、推進機の製作、立坑の築造、推進工事等を一連で行う必要があり、工事期間に、15か月程度を要することから、平成21年度、平成22年度の継続費を組んで執行するものである。

議案第63号、「新居浜市安全安心のまちづくり条例」の制定について。本議案は、近年の社会情勢の急激な変化に伴い、全国的に地域住民相互の連帯意識の希薄化、匿名性、無関心層の増大等が進み、本市でも自治会加入率が低下する等、地域社会が伝統的に持っていた自律的な防犯機能が低下しているなか、安全安心のまちづくりのための基本理念をはじめ、市、市民及び事業者等の責務、並びに地域安全活動等を定めることにより、安全で住みよい社会の実現を目指し制定しようとするものである。条例の内容については、第1条では、条例制定の目的、第2条では、用語の定義、第3条では、安全安心のまちづくりのための基本理念、第4条、第5条及び第6条では、市、市民及び事業者等のそれぞれの責務、第7条では、地域安全活動について、第8条では、情報の提供及び取扱いについて、第9条では、意見の聴取、第10条では、条例の施行に関する必要な事項の委任についてそれぞれ定めるものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

追加提出予定の人事議案について。まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員、松崎 洋氏は、平成21年6月23日に、大原信男氏は、平成21年6月2

6日にそれぞれ辞任され、安尾浩和氏、白旗愛一氏は、平成21年10月8日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員、松原隆子氏、伊藤盾氏、新田さかえ氏、近藤鐵男氏及び山本規子氏は、平成21年12月31日をもって任期が満了するので、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものである

<消防長>

議案第62号「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について。消防法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。内容については、補償条例第2条中の「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改め、条文整備を行うものである。

<福祉部長>

議案第64号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について。今回の改正は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社会保険の保険料等に係る延滞金が、納期限後の一定期間軽減されることになることから、国民健康保険料の延滞金についても同様の取り扱いをするために、条例中の延滞金に係る規定を改正しようとするものである。また、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額に一定期間特例を設けようとするものである。改正の内容について、第20条第1項の改正については、延滞金の割合を現在納期限の翌日から1か月を経過する日までの間軽減しているものを納期限の翌日から3か月を経過する日までの間軽減しようとするものである。附則第15項の改正については、被保険者が出産した時に出産育児一時金として現在35万円を支給しているが、緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産について支給額をそれぞれ4万円引き上げようとするものである。その他、条文整備を図っている。なお、この条例中、延滞金の割合を軽減する期間を延長をする第20条第1項の改正規定は平成22年1月1日から、出産育児一時金の特例にかかる附則第15項の改正をはじめその他の改正規定は平成21年10月1日から施行したいと考えている。

議案第65号「新居浜市後期高齢者医療に関する条例及び新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」について。本議案は、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にかかる延滞金の割合軽減負担を国民健康保険料と同様に見直すものである。改正の理由については、議案第64号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」における延滞金割合軽減期間にかかる内容と同様である。改正の内容についても、国民健康保険料と同様に後期高齢者医療保険料及び介護保険料にかかる延滞金割合軽減期間を納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間から納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間に改めるものである。また、介護保険料については、延滞金を納付する場合の当該金額の基準額及びその計算方法を実務に即した規定に改正する。なお、この条例は、平成22年1月1日から施行したいと考えている。

<環境部長>

案第66号「新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の制定につい

て。今回の改正は、ごみステーションに排出された資源化物の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が、これらの行為を行っている現場において、違反者を特定した後、迅速にこれらの行為の禁止を命ずる処分を行うため、「新居浜市行政手続条例」第3章の規定を適用除外としようとするものである。改正内容としては、本年10月1日から施行となる本条例第7条第2項の規定による禁止命令処分を行うことについて、「新居浜市行政手続条例」第3章の不利益処分に関する規定を適用除外とする規定を、本条例第14条として新たに設けるものである。この改正により、本条例第7条第1項の規定に違反した者を確認した場合、その意見陳述のための手続に要する期間を待たず、禁止命令処分を行うことが、可能となることから、資源化物の持ち去り行為を迅速に抑制できるものとする。なお、この条例は、持ち去り行為の禁止を命ずる根拠規定である本条例第7条第2項の規定の施行日に合わせ、平成21年10月1日から施行したいと考えている。

市長 以上の議案ですが、質問等あるか。ないようでしたら次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について（関係部局）

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてであるが、特に必要と考える項目に絞って、簡潔に説明をお願いします。

<別添「議会答弁課題の進捗状況整理表」に沿って説明。経済部、教育委員会は報告項目無し>
<企画部長>

企画部から駅前関係2件報告する。

まず、2番の駅前土地区画整理事業と駅舎について。駅舎の改修については、新居浜市の負担も視野に入れながら、JR四国に働きかけていくとの答弁をしている。対応状況としては、本年、5月、8月にJR四国本社において、協議を行っているところである。今後の見通しとしては、JR四国、特に高速道路の料金軽減等で影響が出ており、経営状況が大変厳しい中で、増収に結びつかない駅舎改修への投資は難しいという基本的なスタンスである。粘り強く今後も協議を重ねていきたいと考えており、今回は9月下旬に協議を行なう予定としている。

次に、44番の駅前事業者の開発方針について。駅前大街区の開発については、土地所有者と協議を行ないながら進めていくという答弁をしている。テレコムプラザ周辺の大街区につきましては、土地所有者等と調整組織を設置して、進出事業者の選定を進めてきたが、この度、正式に株式会社フジの進出が決定したことで、先般、記者発表が行なわれた。進出時期については、平成22年度秋を目指したいと伺っている。

<総務部長>

総務部からは、2件報告する。

まず、項目番号4番の郷松の端線の進捗状況について。平成17年度から、隣接する地権者との境界確定交渉により、平成18年11月16日をもって、市有地と民有地の境界確定に至っている。平成19年度は、県の都合で、事業全体が遅延していたが、平成20年度末に、合意した境界による収用面積の確定、市有地の企業地における契約を行った。現在は、県による企業地関係の文筆登記が完了し、「土地売買に関する契約書」で、移転義務が課せられている、建物、工作物、立木等の撤去の委託事業を実施しており、その委託期間終了予定を10月末日としていることから、年内

にも企業地の土地代金及び補償金が、支払われる見込みとなっている。

次に、項目番号29番の夜間の受付窓口の改善について。7月20日に、階段の手摺を設置し、8月3日に、階段に滑り止めの改良を実施した。今後は、インタホンの移設場所を検討し、年度末を目途に移設を完了したいと考えている。

<福祉部長>

福祉部からは、4件報告する。

まず、13番の第三者評価をともに創り上げていくについて。民間移管後1年が経過した八雲保育園について、現在愛媛県福祉サービス第三者制度を利用し実施中である。12月には評価結果が出ることから、その結果を待って今後の民営化のスケジュール等の見直しを行いたい。

次に、20番の保育所保育料の滞納整理、徴収率の向上について。今までの取り組みに加え、本年度児童手当現況届時に、10万円以上の滞納のある方、157人に対して面談し、15人に支給方法（口座振替から窓口支給）の変更をしていただいた。その方については、支給月に市役所に来ていただき、保育料滞納分への充当をお願いする。この件については、保育料に限らず、あらゆる部局に関係することであり、市として早急な徴収率向上の抜本的な改善策を講じる必要があると考える。

次に、32番の要介護者の障害者控除認定について。要支援者1、2及び要介護1から3の方について、今年から障害者控除対象者として認定する。認定証明書は全対象者に送付するとともに、市政日より10月号で広報する予定である。これにともなう市税への影響額は、市民税調定額で約2,300万円と見込んでいる。

次に、33番の高齢者住宅への住宅用火災報知機設置促進について。本年度、経済危機対策事業として、要介護認定者及び重度障害者を含む世帯に設置している。

<市民部長>

市民部からは、1件報告する。

26番の消費者行政について。質問内容は消費生活センターへ名称変更してはどうかというものであった。先程の9月補正予算の概要説明にあったように、消費者行政活性化事業として予算計上し、消費生活センターへの名称変更に向けて、鋭意努力中である。

<環境部長>

環境部からは、2件報告する。

まず、11番の地球温暖化対策について。一般住宅の太陽光発電に導入補助金制度については、担当課を建築指導課として21年7月から1KW当たり3万円上限12万円で開始した。みどりのカーテン事業については、ゴーヤを育成し、効果を検証してもらう事業をモニター60世帯により開始し、7月以降毎月報告書を提出していただいている。今後の見通しといたしましては、市、市民、事業者による温暖化防止を全市的に取り組むため「新居浜市地域温暖化対策地域協議会」を21年度中に設立するため準備を進めている。

次に、17番の公害防止協定について。住友関係企業と協議を重ね、新協定案を平成21年8月7日に環境審議会に諮問し、本日この後、答申を受ける予定としている。また、会派説明も終了し、

10月に締結を予定している。

<建設部長>

建設部からは、5件報告する。

まず、項目9番の市営住宅の修理・改善・建替え計画のうち、住宅用火災警報装置について。平成19年度で全戸への設置を完了しているため、答弁課題からは完了ということで削除したい。また、建替え計画については、公営住宅ストック総合活用計画において住宅の老朽度等を総合的に判断し、建替え、改善、維持管理、用途廃止に分類しているが、建替え事業には着手できていないのが現状であり、計画の実現に向け、関係各課と調整し、財源確保の見通しを模索中である。

次に、項目33番の中央公園内の公衆トイレについて。中央公園内の公衆トイレを利用される高齢者・身障者用の駐車場の確保については、中央公園北側の駐車スペースとして利用されている利用者及び管理者と駐車スペースの確保について協議した結果、代替の駐車場を求められたため、確保は困難な状況となっている。そのような状況を平成20年7月30日に質問議員に口頭説明を行い、また、現在、身障者用駐車場のある身障者対応トイレが中央公園に隣接した文化センター内にあり、身障者対応トイレの案内表示もされていることから、議会答弁課題から完了ということで削除したいと考えている。

次に、項目36番の中須賀公園の緑化について。今年6月に中須賀自治会と市が協働で芝の植付け作業を行い、現在は芝が青々と茂っている。今後は、散水や芝刈り等維持管理を地元の自治会で行うことになっていることから、議会答弁課題から完了ということで削除したいと考えている。

次に、項目38番の市営住宅の収入超過者への対応について。収入超過者には明渡し努力義務が、高額所得者には明渡し義務が課せられており、毎年3月の家賃の認定通知時期に市営住宅を明渡すよう請求する旨を明記し通知している。本年は7月の収入報告調査時でも改めて文書で通知した。今後も引き続き、機会あるごとに粘り強く収入超過者に対し義務の履行を求めていきたいと考えている。

次に、項目39番の川東公園の進捗状況について。項目24番で「中萩きらら公園」を含んだ答弁課題であるため、今回新規で答弁課題として掲載した。今後については、整備校区、整備場所、規模、整備手法、財源等について、さらに検討したいと考えている。

<消防本部>

消防からは、1件報告する。

1番の住宅用火災警報器の設置について。住宅用火災警報器の設置にかかる補助制度を創設したことから、完了としたいと考えている。

市長 議会答弁課題の進捗状況は、以上のとおりである。何か質問等あるか。

家賃の方は、よく新聞でも取り上げられていたが、2段階のうち明渡し義務の人は数名か。

建設部長 現在、8名である。

市長 郵便だけでなく、訪問するなどきちんと対応をするように。

他にないか。あらかじめの議題は、以上のとおりですが、連絡事項に移る。

3 連絡事項

市長 期日前投票について、選挙管理委員会から願います。

選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局からお知らせと願います。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を市庁舎1階ロビー及び別子山支所で実施している。昨日、8月23日現在の期日前投票の状況は、日々増加しており、それぞれ累計で、小選挙区4,715人、比例代表4,717人、国民審査1,558人となっており、前回と比べて小選挙区及び比例代表は、約7割増、国民審査は約6割増と著しく増加している。今後も増加が見込まれることから、期日前投票期間の最後3日間、27日（木）・28日（金）・29日（土）について、応援勤務経験者に事務従事をお願いしている。応援勤務や投票事務に従事に理解と協力をいただくよう、所属職員に周知するよう重ねて願います。なお、新型インフルエンザ感染者が全国的に増加してきていること、また、副市長からも話があったことから、8月22日（土）から市庁舎1階ロビーの期日前投票所前に新型インフルエンザ対策として、消毒薬を設置している。また、選挙当日37すべての投票所についても、入口付近に消毒薬を設置する予定としている。

市長 協力をお願いする。他に連絡事項はあるか。

なければ、インフルエンザ対策について、福祉部、最近の状況は。

福祉部長 ミドリ保育園、多喜浜小学校の集団感染以後、新居浜市においては、集団感染はずっと無かったが、先週の金曜日、8月21日に県から連絡があり、県立新居浜東高等学校の部活している19人のうち2人が、臨床検査で陽性であるということでPCR検査を実施した。その結果はまだ出ていないが、多分集団感染をしているであろうという事である。県の報道発表によると、県内では、8月17日現在で、集団発生が259人という状況になっている。新居浜の急患センターにおいても、発熱で受診される方の中で、最近の臨床検査で陽性の患者が出ているという状況になっているので、新居浜市においても、かなりの感染の拡大がされているのではないかと推測している。

市長 教育委員会は。学校の方は。県の方で基準等決めているのか。

教育長 8月28日頃に県の対策本部が作られ、新しい通知等が出るようなので、それを待って、8月31日に通知を出す予定で作っている。それは、1学級でインフルエンザが何名出た場合にどういう対応をするか、数字的な形を入れて作成したいと考えている。

市長 公共施設の入り口でのアルコール消毒については、各施設に置く数量はあるのか。
総務部長 ある。

福祉部長 指定管理を行なっている施設は、市の方から要請を行い、既に設置している。市の方で対応が出来なかったところでも、社会福祉協議会などでは入口に置いている。保育園についても対応が出来ている。

市長

今度は、大流行になるようであるし、公共施設へのアルコールの設置は、実際の効果と注意喚起の必要があるので、対応するという事で、必要な数を取りまとめるようにしてください。

8月31日には、選挙の結果が出るが、これからの新年度予算については、大きく状況が変わる事もある。結果が出てからというところもあるが、十分、各部局の方針や予算の問題について、動きに注意をしてみと置き、研究をしておくようお願いする。これで第6回庁議を終わる。